

別表1（第5条第1項関係）

補助対象経費及び補助基準単価

	メニュー	補助基準額	補助対象経費	留意事項
人材確保体制構築支援事業	研修体制の構築の支援	1事業所当たり10万円	<p>経験年数の短い訪問介護員でも安心して働き続けられるよう、事業所が行う訪問介護員等の資質向上・定着促進に資する研修計画の作成など研修体制の構築のための取組に要する経費</p> <p><b>【対象経費の例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護人材の資質向上や定着促進に資する効果的な研修カリキュラムの作成・見直しやキャリアアップの仕組みづくりに要する費用</li> <li>・訪問介護員等のスキルアップのための研修等の受講に要する費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所が自らの訪問介護員等に対して実施する研修に要する経費、外部研修の参加に要する経費のいずれも補助対象とする。ただし、主要な用途が研修のためではないと認められる経費は補助対象外とする。</li> <li>・研修対象の職種は、原則として訪問介護員とするが、訪問介護員の定着促進に繋がる研修と認められる場合にはヘルパー資格を持たない事務職員も対象とすることもできるものとする。</li> </ul>
	経験年数が短い訪問介護員等への同行支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・30分未満の同行支援 1回につき2,500円（※）</li> <li>30分以上の同行支援 1回につき4,000円（※）</li> </ul> <p>※経験年数の短いヘルパー1人につき計30回まで</p>	<p>事業所における経験年数の長い訪問介護員の技術を着実に継承するため、当該訪問介護員が、一定期間、経験年数の短い訪問介護員や訪問業務に従事した経験のない介護職員等と同行し、訪問介護等サービスの質の確保を図るための技能・技術の向上に向けた指導を行う取組に要する経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同行時点で訪問介護員として勤務した年数が2年未満の方を補助対象とする。ただし、訪問介護員として勤務した年数が計2年以上の場合であっても、直近までの勤務が同行時点から3年以上前である場合には補助対象とする。</li> <li>・昨年度以前の当該事業において、補助</li> </ul>

				<p>金の対象とした訪問介護員は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経験年数の長い訪問介護員とは、同行時点において訪問介護員として2年以上の勤務経験があるものをいう。</li> <li>・同行支援とは、介護報酬上における訪問介護等業務の同行をいうものであり、運転等の単に移動のみを目的とする同行や介護保険外サービスの同行は補助対象とはならない。</li> <li>・時間は実際に要した時間ではなく、介護報酬の算定区分を基にする。</li> </ul>
その他人材確保体制構築に必要な支援	<p>(1) 新規職員の採用等に係る費用 (※3)</p> <p>(採用関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・求人広告掲載費</li> <li>・採用担当職員の交通費</li> <li>・採用面接の会場費</li> <li>・選考に係る事務経費</li> <li>・ユニフォームやタブレットの購入費用等</li> </ul> <p>(研修関連)</p> <p>新規採用職員の研修・教育費</p>	<p>周辺事業所の休廃止等 (※2) に伴うかかり増し経費 (人材確保関係)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集合住宅等 (サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム等) の併設事業所は補助対象から除くものとする。</li> </ul> <p>(※2) 周辺事業所の休廃止等としては、周辺事業所の休止又は廃止のほか、周辺事業所が新規利用者の受入れを停止している場合等が想定される。</p> <p>(※3) 提供体制確</p>	

	<p>(研修講師への謝金や外部研修の参加費)</p> <p>1事業所当たり30万円</p> <p>(2)休廃止事業所の利用者受入に伴う一時的なかかり増し経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者受入れに伴う職員の時間外労働に要する費用</li> </ul> <p>(※4)</p> <p>1事業所当たり20万円</p> <p>(3)同一法人内の応援・派遣に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応援職員の旅費・宿泊費(遠方からの応援の場合)</li> <li>・応援元事業所への手当</li> </ul> <p>1事業所当たり10万円</p>		<p>保事業における「経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援」との併用も可能。</p> <p>(※4)休廃止事業所の利用者受入に伴い増加した時間外労働に要する費用そのものが対象ではないことに留意。(休廃止事業所の利用者受入れ前後の支出増加額が介護保険収入の増加額より大きい場合に、支出増加額のうち時間外労働に係る費用が補助対象。)</p>
--	--	--	---

	メニュー	補助基準額	補助対象経費	留意事項
経営改	経営改善の支援	1事業所当たり40万円	訪問介護等サービス事業所の経営改善に資するコンサルタント事業者等への委託や事務作業を行うための臨時職員雇用による経費	・臨時職員雇用に要する経費については、人材紹介又は派遣会社に対して支払う紹介料等は補助対象とはならない。

善 支 援 事 業	登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援	常勤化する登録ヘルパー等1人につき1月当たり10万円（最大連続する3か月まで）	<p>訪問介護員雇用の安定化を図るため、登録ヘルパー等の非常勤職員の常勤化を促進するために要する経費</p> <p>【対象経費の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>登録ヘルパー等の非常勤職員が常勤職員としての雇用に希望する場合に必要な賃金や社会保険料の差額の経費</li> <li>登録ヘルパー等の非常勤職員の離職に伴い、新たに常勤の訪問介護員を雇用する際に生じる賃金や社会保険料の差額の経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問介護員以外の非常勤職員は補助対象とならない。</li> <li>常勤化とは当該事業所の就業規則で規定される常勤職員としての雇を用をいう。</li> <li>離職から新たに常勤の訪問介護員を雇用するまでの期間は6か月以内とする。</li> <li>非常勤職員の単純な賃上げは補助対象とならない。</li> </ul>
	小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援	1事業者グループ当たり150万円	<p>小規模な法人を中心とした複数の法人により構成される事業者グループが、地域の状況や事業規模を踏まえた法人間の連携を促進し、相互に協力して行う人材育成や経営改善に向けた取組に要する経費</p> <p>【対象経費の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人材募集や一括採用・合同研修等の実施、従業員の職場定着や職場の魅力発信に資する取組</li> <li>人事管理や福利厚生・請求業務等のシステム共通化、物品調達合理化のための共同購入の取組</li> <li>協働化等にあわせて</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金交付に係る申請等の手続きは、事業者グループの代表法人が行う。</li> </ul> <p>【対象法人の要件】</p> <p>事業者グループには、次の（ア）から（ウ）のいずれかに該当する法人を1以上含むこと</p> <p>（ア）1法人あたり1の訪問介護等事業所を運営する法人</p> <p>（イ）運営する訪問介護等事業所の月の延べ訪問回数が平均200回以下である法人</p> <p>（ウ）運営する訪問介護等事業所の職員数が常勤換算方法で平均5人以下の法人</p>

			行うICTインフラの整備	
介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援	1事業所当たり30万円	事業所が介護人材や利用者の確保のために行うホームページの開設・改修に係る経費や広報宣材（リーフレット、チラシ等）の作成・印刷等の広報に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護員以外の募集や訪問介護等以外の利用者確保を目的とする広報活動は補助対象とはならない。</li> <li>・介護人材や利用者確保以外の広報活動も含まれており、補助対象経費との支払区別が困難である場合は、補助対象とはならない。</li> <li>・人材紹介会社に対して支払う紹介料は補助対象とはならない。</li> </ul>	
その他経営改善支援に必要な支援	<p>休廃止事業所の利用者情報の引継・契約関連事務費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書作成に係る事務経費、休廃止事業所の記録等の引継やケアマネジャー等多職種連携の引継に要する費用（会議費用等）</li> <li>・利用者宅への事前訪問やサービス担当者会議への参加にかかる移動コスト（ガソリン代・公共交通機関の運賃）等</li> </ul>	<p>周辺事業所の休廃止等（※2）に伴うかかり増し経費（人材確保関係以外）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集合住宅等（サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム等）の併設事業所は補助対象から除くものとする。</li> <li>（※2）周辺事業所の休廃止等としては、周辺事業所の休止又は廃止のほか、周辺事業所が新規利用者の受入れを停止している場合等が想定される。</li> <li>（※5）周辺事業所が新規利用者の受入れを停止している場合等、周辺事業所の</li> </ul>	

		1 事業所当たり10 万円（※5）		休廃止以外の事由に 伴う受入れの場合は 3万円。
--	--	----------------------	--	--------------------------------

【補助対象経費とは、事業の実施に必要な経費

（報酬、給与、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金として、市長が認める経費）。】